

第70回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年11月19日（木曜日）午前10時

場所

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

当社 本社8階会議室

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

書面による議決権行使期限

2020年11月18日（水曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるため、株主の皆さまにおかれましては、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面による議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。また、本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株式会社 **進和**

（証券コード 7607）

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 役員賞与支給の件 （添付書類）	
事業報告	18
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告書	46

(証券コード 7607)

2020年10月28日

株 主 各 位

名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

株式会社 **進 和**

代表取締役社長 根 本 哲 夫

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえまして、株主様の安全確保および感染防止のために、株主様には可能な限り書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月18日（水曜日）営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月19日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号 当社 本社8階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 (1) 第70期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結
計算書類監査結果報告の件
(2) 第70期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinwa-jpn.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shinwa-jpn.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2020年11月19日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

2020年11月18日（水曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付け、業績の進展等を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。具体的には、配当性向30%を目途に、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当事業年度における1株当たり配当金は中間配当38円と合わせて76円となります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化および今後の事業展開のために充当し、将来にわたる株主利益の確保に努めていく所存であります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金38円00銭 総額 506,807,140円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年11月20日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

役付執行役員制度の導入に伴い、本制度に基づく役位により役付を行うことから、現行定款第23条の役付取締役に関して、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を廃止するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといいたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第22条 (条文省略)	第1条～第22条 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。	第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、 <u>取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）根本哲夫氏、瀧谷善郎氏、石川修示氏、濱田弘樹氏および加藤 清氏は任期満了となり、また吉田礎久氏、入山敏久氏は任期満了により退任いたします。つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	ねもと てつ お 夫 根 本 哲 夫	代表取締役社長 全社統括 再任
2	たき たに よし ろう 瀧 谷 善 郎	専務取締役 海外事業本部長 再任
3	いし かわ しゅう じ 石 川 修 示	常務取締役 営業本部長 兼 中部本店長 再任
4	はま だ ひろ き 濱 田 弘 樹	取締役 名古屋営業第三部長 兼 戦略営業推進室統括 再任
5	か どう きよし 加 藤 清	取締役 総務部長 再任
6	おお くら もり ひこ 大 倉 守 彦	執行役員 製造本部副本部長 兼 技術部長 新任

1

ね もと てつ お
根 本 哲 夫

(1951年9月14日生)

再 任

所有する当社の株式の数

425,570株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

1997年11月 当社取締役就任
2001年11月 当社常務取締役就任
2003年11月 当社専務取締役就任
2013年11月 当社代表取締役社長就任
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

代表取締役社長として、当社グループ全体の経営を担っており、営業、製造をはじめ管理部門においても豊富な知識と経験を有し、業務全般を熟知しております。また、豊富な経験に基づく強いリーダーシップにより、重要事項の決定および各取締役の職務執行に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2

たき たに よし ろう
瀧 谷 善 郎

(1963年12月2日生)

再 任

所有する当社の株式の数

23,800 株

取締役会への出席状況

14/15 回

■ 略歴、地位および担当

- 2000年4月 SHINWA INTEC Co., Ltd. 取締役
(出向)
- 2011年11月 当社取締役就任
- 2016年11月 当社常務取締役就任
- 2018年11月 当社専務取締役就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

SHINWA U.S.A. CORPORATION 代表取締役会長
 SHINWA INTEC Co., Ltd. 代表取締役社長
 SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING
 PRIVATE LIMITED 代表取締役社長
 SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO
 BRASIL LTDA. 取締役会長
 PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA 代表取締役
 SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締
 役社長
 SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. 代表取締
 役社長
 SHINWATEC LIMITED 代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり海外現地法人で責任者を経験した後、日本に帰任、現在専務取締役として海外事業本部を統括し、当社海外部門の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3

いし　かわ　しゅう　じ
石　川　修　示

(1969年7月10日生)

再任

所有する当社の株式の数

23,484株

取締役会への出席状況

15/15回

略歴、地位および担当

2008年4月 当社名古屋営業第三部長
 2012年4月 当社名古屋営業第二部長
 2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第二部長
 2016年11月 当社取締役就任
 2018年11月 当社常務取締役就任
 現在に至る

重要な兼職の状況

那欧雅進和（上海）貿易有限公司 執行董事

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社主要取引先の営業責任者を経験し、現在、常務取締役として営業本部を統括しております。これまでの営業経験をベースに、国内営業部門全体の業績向上に大きく貢献しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4

はま　だ　ひろ　き
濱　田　弘　樹

(1968年6月1日生)

再任

所有する当社の株式の数

24,531株

取締役会への出席状況

11/11回

略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第一部長
 2010年4月 SHINWA U.S.A. CORPORATION
 取締役副社長兼COO（出向）
 2012年12月 当社名古屋営業第三部長
 2015年11月 当社執行役員 名古屋営業第三部長
 2017年11月 当社常務執行役員 名古屋営業第三部長
 2019年11月 当社取締役就任
 現在に至る

取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主要取引先の営業責任者を経験し、現在取締役名古屋営業第三部長兼戦略営業推進室統括として業務執行しております。また海外現地法人の責任者として海外赴任も経験するなど幅広い営業経験を持ち、当社の業績向上に大きく寄与していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5

かとう きよし
加藤 清

(1964年9月26日生)

再任

所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況

8,710株

11/11回

略歴、地位および担当

2007年4月 当社名古屋営業第三部次長
2008年12月 当社経理部次長兼調達課課長
2010年4月 当社調達部長
2015年11月 当社執行役員 調達部長
2016年11月 当社執行役員 総務部長
2019年11月 当社取締役就任
現在に至る

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の営業部門に在籍後、管理本部に移り調達部長に任命、現在は取締役総務部長として業務執行しております。営業部門、管理部門両方の経験を有し、バランスの取れた判断ができる人材として当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6

おおくら もり ひこ
大倉 守彦

(1962年8月4日生)

新任

所有する当社の株式の数 取締役会への出席状況

3,000株

一回

略歴、地位および担当

1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社
1999年3月 トヨタモーターノースアメリカ
(出向)
2006年1月 同社ボデー生技部 技術管理室 室長
2015年4月 同社工程改善部 部長
2019年1月 当社 執行役員 製造本部副本部長
兼 技術部長 (出向)
2020年10月 当社入社 執行役員
製造本部副本部長 兼 技術部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社の出身で、当社には2019年1月に出向、2020年10月に当社に転籍しております。
トヨタ自動車株式会社における長年の経験に裏打ちされた専門知識・ノウハウや豊富な人脈により、当社の製造部門のみならず営業部門においても大きな成果を出しており、当社取締役として適任であると判断し、新任取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2020年8月末日現在のものです。
3. 濱田弘樹氏、加藤 清氏の取締役会への出席状況については、2019年11月21日の取締役就任以降の状況を記載しております。
4. 各候補者の当社における現在の担当につきましては、6頁に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 内藤正明氏は任期満了となり、また後藤博介氏、田島和憲氏は任期満了により退任いたしますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	もて き つね あり 茂 木 恒 有	総務部特命部長 新任
2	ない とう まさ あき 内 藤 正 明	社外取締役（監査等委員） 再任 社外 独立
3	し が よし あき 志 賀 慶 章	新任 社外 独立

1

もて き つね あり

茂 木 恒 有

(1955年4月7日生)

新任

所有する当社の株式の数

1,545株

取締役会への出席状況

一回

■ 略歴、地位および担当

- 1979年4月 株式会社東京銀行入行
- 1998年12月 ルクセンブルグ東京三菱銀行
上級副社長 (出向)
- 2002年9月 株式会社東京三菱銀行
(現 株式会社三菱UFJ銀行)
監査室 監査主任
- 2012年11月 当社入社 管理本部主査
- 2013年7月 那欧雅進和(上海)有限公司
副総経理 (出向)
- 2015年5月 当社管理本部主査
- 2019年4月 当社総務部特命部長
現在に至る

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の出身で、投資銀行部門および監査部門で30年余りの経験があり、2012年に当社に入社。2013年から2015年までの約2年間、中国現地法人の副総経理を務め、現在は総務部特命部長として、主に海外現地法人の経営全般の管理業務を担当しています。

これらの経験から、海外も含めた業務執行の監督等を適切に遂行できると考え、新任の監査等委員である取締役候補者としております。

2

ないとうまさあき

内藤正明

(1961年4月9日生)

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

15/15回

■ 略歴、地位および担当

- 1988年4月 弁護士登録
- 1988年4月 松尾綜合法律事務所入所
- 1994年4月 内藤法律事務所入所
- 2003年11月 当社監査役就任
- 2015年11月 当社取締役就任
- 2016年11月 当社取締役（監査等委員）就任
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

東濃信用金庫 監事

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

当社の社外監査役、社外取締役を経て、2016年から監査等委員を務めております。

これまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法務に関する専門的な知識と経験を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言をおこなっていただくものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

し が よし あき
志 賀 慶 章

(1964年11月22日生)

新任
社外
独立

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

一回

■ 略歴、地位および担当

- 1989年10月 監査法人伊東会計事務所
(後に中央青山監査法人と合併)入所
- 1993年 3月 公認会計士開業登録
- 2001年 7月 志賀慶章公認会計士・
税理士事務所開設 所長 (現)
- 2011年 6月 株式会社トーエネック 監査役
- 2019年 7月 一宮市入札監視委員会委員 (現)
- 2020年 5月 日通システム株式会社
監査役 (現)
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 一宮市入札監視委員会委員
- 日通システム株式会社 監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として財務・会計および税務に関する専門的な知識を有し、独立した客観的な立場から当社の業務執行の監督とともに、経営の助言、提言をおこなっていただけるものと考え、新任の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2020年8月末日現在のものです。
3. 内藤正明氏、志賀慶章氏は、社外取締役候補者です。
4. 内藤正明氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であり、うち監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 茂木恒有氏、志賀慶章氏は、新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
6. 内藤正明氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件および当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、引き続き独立役員として届出を予定しております。また、志賀慶章氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。当社における社外取締役の独立性に関する基準については16頁をご参照ください。
7. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。内藤正明氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、茂木恒有、志賀慶章氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2018年11月15日開催の第68回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役片岡憲明氏の選任の効力は、本総会終結の時までとなっておりますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令で定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

かた	おか	のり	あき		所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況
片	岡	憲	明	社 外	一 株	一 回
(1977年3月21日生)				独 立		

■ 略歴、地位および担当

2003年10月 弁護士登録
2003年10月 寺澤総合法律事務所入所
2007年10月 片岡法律事務所入所
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

株式会社セリア 取締役（監査等委員）

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

当社の補欠監査役を経て、2016年11月から補欠の監査等委員であります。これまで、直接会社経営に關与された経験はありませんが、弁護士として法務に關しての専門的な知識と経験を有し、他社における社外監査役、監査等委員である社外取締役の経験もあり、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 片岡憲明氏は、補欠の社外取締役候補者です。
3. 片岡憲明氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。なお、当社における社外取締役の独立性に関する基準については16頁をご参照ください。
4. 当社は、片岡憲明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

【ご参考】

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社および子会社の業務執行者、または過去に1度でも業務執行者であった者（注1）
2. 当社の議決権を5%以上保有する大株主またはその業務執行者
3. 下記のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な仕入先（注2）
 - (2) 当社グループの主要な販売先（注3）
 - (3) 当社グループの主要な借入先
 - (4) 当社が5%以上の議決権を保有する企業等
4. 下記のいずれかに該当する組織等に属する専門家
 - (1) 当社の会計監査人である監査法人または当社の顧問税理士事務所に所属する専門家
 - (2) その他当社が役員報酬以外に年間1,000万円以上の支払を行ったコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
5. 当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者もしくは法人の業務執行者
6. 当社取締役が社外役員として就任している会社の出身者
7. 上記（1.～6.）の配偶者または2親等以内の近親者
8. 過去5年間に上記（2.～7.）に該当していた者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員等および部長級以上の従業員をいう。

（注2）主要な仕入先とは、当社グループの連結仕入高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

（注3）主要な販売先とは、当社グループの連結売上高の2%以上の企業およびそのグループ企業をいう。

以 上

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）7名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、総額35,000千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金額につきましては、取締役会にご一願いたしたいと存じます。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、年初以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済活動の低迷により景気は急速に悪化しました。また、世界経済につきましても、この影響により景気の先行きは極めて不透明な状況が継続しています。

当社グループの主要ユーザーである自動車メーカー・同部品メーカーでは、国内においては電動化や自動運転等の研究開発投資や製造ラインの設備投資が実施され、また、海外においても新工場建設や大型のライン新設などが実施され底堅く推移しましたが、年初以降は新型コロナウイルスの影響により世界各地において生産活動が縮小し、設備投資に慎重な姿勢が強まりました。

このような事業環境のなか、当社は本年1月には次世代自動車マーケット向けの営業力強化を目的として、戦略営業推進室を設置したほか、6月には当社の最新の技術・戦略商品を一堂に集め、展示設備による試作や実験、評価を行うラボルームを開設いたしました。また、自動車業界では「CASE」領域の技術革新の動きが加速しており、こうした動きに迅速に対応し、お客様のニーズに的確に応えられるよう事業活動を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、681億13百万円（前連結会計年度比9.0%増）、また、経常利益につきましては、47億93百万円（前連結会計年度比0.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は33億6百万円（前連結会計年度比1.5%増）となりました。

これをセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

日本

日系自動車メーカー・同部品メーカーを中心に生産設備や材料の売上が概ね堅調に推移したことなどから、売上高は509億32百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりましたが、セグメント利益につきましては32億92百万円（前連結会計年度比13.3%減）となりました。

米国

日系自動車メーカーの新工場建設に伴うボディラインの溶接設備等の売上を計上したことなどから、売上高は49億14百万円（前連結会計年度比21.7%増）、セグメント利益は1億43百万円（前連結会計年度比21.3%増）となりました。

東南アジア

日系自動車メーカー向け生産ラインの溶接設備や日系空調機器メーカー向け生産設備の売上を計上したことなどから、売上高は28億31百万円（前連結会計年度比22.4%減）、セグメント利益は3億50百万円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。なお、非連結子会社であったSHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア）について重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

中国

日系自動車メーカーの新規ボディラインなどの大型生産設備の売上を計上したことなどから、売上高は82億5百万円（前連結会計年度比105.2%増）、セグメント利益は8億58百万円（前連結会計年度比109.8%増）となりました。

その他

フランスの日系自動車メーカー向け塗装設備の売上を計上したことなどから、売上高は12億29百万円（前連結会計年度比52.7%増）、セグメント利益は1億54百万円（前連結会計年度比29.5%増）となりました。なお、非連結子会社であったSHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA.（ブラジル）について重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

<第2次中期経営計画の総括>

第2次中期経営計画では、「Shinwa moving forward 2020－持続的な成長とたゆまぬ変革－」をスローガンに、掲げた各種施策を実施し業容の拡大に向けて取り組んでまいりました。主要ユーザーである自動車業界の電動化、自動運転などの研究開発や製造ラインの合理化・効率化・省人化などの高水準の投資に支えられ、2年目の2019年8月期には当初の目標数値を海外売上高を除いて、1年前倒しで達成することが出来ました。最終年度にあたる2020年8月期は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で、国内外で実施された外出自粛や入国規制による営業活動等の制限により売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益については上方修正した目標を若干下回る結果となりましたが、概ね計画通りに推移いたしました。

第2次中期経営計画目標（連結ベース）達成状況

達成すべき目標	2020年8月期 当初目標	2020年8月期 修正目標	2020年8月期 実績	達成率
売上高	600億円	700億円	681億円	97.3%
営業利益	45億円	50億円	48億円	96.6%
親会社株主に帰属する 当期純利益	30億円	34億円	33億円	97.2%
海外売上高	180億円	200億円	242億円	121.2%
ROE	10%以上	10%以上	11.7%	—

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、総額12億90百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

会社名	事業所名	内容	投資額
株式会社進和	本社	ラボルーム設置	563百万円

(3) 資金調達の状況

設備投資資金は、主に自己資金にて充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響が継続し、極めて不透明な状況にあります。わが国経済においても経済活動は再開されつつありますが、景気回復のペースは鈍く、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻るには時間がかかるものと想定されます。

当社グループの主要ユーザーである自動車業界の設備投資動向をみますと、電動化など「CASE」領域の将来の成長に繋がる投資は引き続き積極的に実施されますが、それ以外の投資については慎重な姿勢が見込まれ、投資分野ごとに濃淡をつけて実施されるものと想定されます。

こうしたなか、当社グループでは、第3次中期経営計画「Shinwa moving forward 2023－持続的な成長とたゆまぬ変革－」をスタートしました。当社の強みである「現場力」を活かして、お客様に高い付加価値を提供し持続的な成長を目指すとともに、経営ビジョンの実現に向けた変革を推進してまいります。

新中期経営計画の概要は次のとおりであります。

<第3次中期経営計画の概要>

1. スローガン

Shinwa moving forward 2023 －持続的な成長とたゆまぬ変革－

2. 計画期間

2020年9月～2023年8月（3年間）

3. 経営ビジョン

当社は間もなく創立70周年を迎えます。この70周年という節目に改めて原点である“三拓の精神”に立ち返り、デジタル技術（AI、IoT）がもたらす変革の時代の中で「新たな価値創造に挑戦し、お客様から期待される企業」を目指します。

4. 基本方針

- ① 接合技術、デジタル技術（AI、IoT）を中心とした先進技術の取り込みによる新領域の開拓
- ② 次世代車のCASE領域における最適ソリューションの提供
- ③ グローバル営業力の強化による海外事業展開の加速
- ④ 環境の変化に対応した経営基盤の整備と人材育成

5. 重点戦略

(1) 国内営業部門

- ① 変化に対応できる営業スタイルの構築
 - ・ 戦略営業推進室の設置による情報収集力の向上と全社横断的な営業推進
 - ・ 先進技術を結集したLabの活用によるソリューション力の強化
 - ・ 技術スタッフの育成と組織力強化による生産設備のフルターン受注
- ② 次世代自動車マーケットへの取り組み
 - ・ CASE領域における自動車部品サプライヤーへの営業強化
 - ・ EV・HV車主要部品（電池・モーター・インバーター）を軸とした営業展開
 - ・ 次世代自動車の軽量化、高強度化における工法および生産設備の提供
- ③ 商品軸での営業戦略
 - ・ 生産ネットワークシステム、IoTシステム、デジタルツールの提供
 - ・ AGVを活用した物流管理システムの構築
 - ・ 知能ロボットを使用したSler業務の強化
 - ・ 特殊レーザ溶接装置の活用による新接合分野の開拓

(2) 海外営業部門

- ① 海外拠点の販売インフラの拡充とメンテナンス事業の強化
 - ・ 北米、メキシコ、ヨーロッパの販売網拡充に向けた新拠点の設立
 - ・ 進和インテック（タイ）におけるメンテナンス事業の強化（プラントメンテナンス製品の拡充）
- ② 海外現地法人のシナジー効果の最大化
 - ・ 各海外現地法人のコア・コンピタンスの強化と相互活用
 - ・ 海外現地法人の人材育成の取り組み強化
 - ・ 現地拠点間の人材・技術交流を通じた取引、連携の強化
- ③ 海外販売先の開拓とサプライチェーンの拡充
 - ・ 半導体・エレクトロニクス分野への参画
 - ・ 現地化の積極推進と海外協力メーカーとの関係強化
 - ・ 接合、計測および工場ネットワーク分野において業界リーダーの商権獲得とコラボビジネスの拡充

(3) 製造部門

- ① 技術の開発、製品力強化
 - <レーザ分野>
 - ・ 各種レーザによる工法開発、システム開発、適用開発
 - ・ レーザクラディングシステムでの応用範囲の拡大
 - ・ 銅・アルミ接合、異種材料接合の技術開発
 - <システム・ネットワーク分野>
 - ・ 製造機器の更新ニーズ発掘と処理能力の向上
 - ・ IoT・物流システムを駆使したDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現
 - ・ 計測技術強化により顧客の品質向上に貢献
 - <精密塗布分野>
 - ・ ドット径100 μ mを実現する超微小塗布技術の開発
 - ・ 通信モバイル・自動車向け半導体エレクトロニクスデバイス、センサー類の大きな市場に拡販
- ② 社内環境の整備
 - ・ ラボルーム（Lab Beyond）の活用とさらなる充実
 - ・ 製造部門間のシナジーの創出
 - ・ 安全管理、品質管理、コスト管理の徹底
 - ・ 自社生産設備のモニタリングによる「工場見える化」向上

(4) 管理部門

① 基幹システムの再構築

- ・ 事務処理の大幅合理化と効率化
- ・ 営業情報の利活用ができるシステム構築
- ・ 新しいビジネス形態に対応できる拡張性のあるシステム構築

② コンプライアンスの徹底とガバナンスの実効性強化

- ・ 安全衛生管理体制の維持向上と労働安全衛生法等の法令順守に向けた企業文化醸成
- ・ 海外現地法人のモニタリング・巡回指導によるグループ会社管理強化
- ・ コーポレートガバナンス体制の充実と継続的な取り組み強化

③ 企業価値向上と持続的成長にむけた企業体質の改善

- ・ 人材開発／育成に向けた社内教育制度の充実
- ・ 「働き方改革」を踏まえ、多様化する環境に即した就労制度、人事制度の整備
- ・ 社会貢献活動の推進による地域社会との共生

6. 最終年度（2023年8月期）連結業績目標

達成すべき目標	2023年8月期目標
売上高	730億円
営業利益	50億円
親会社株主に帰属する当期純利益	35億円
海外売上高	250億円
ROE	10%以上

7. 配当方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、業績の進展を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元に努めることを基本方針としています。

具体的には、配当性向30%を目途に、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加に努めてまいります。

以上

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (2017年 8月期)	第 68 期 (2018年 8月期)	第 69 期 (2019年 8月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (2020年 8月期)
売 上 高(百万円)	51,400	56,597	62,461	68,113
経 常 利 益(百万円)	3,641	4,456	4,790	4,793
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,495	3,180	3,258	3,306
1 株当たり当期純利益	193円43銭	246円35銭	248円13銭	247円99銭
総 資 産(百万円)	35,980	42,643	52,849	49,687
純 資 産(百万円)	21,490	24,128	27,243	29,542
1 株当たり純資産額	1,659円53銭	1,862円08銭	2,038円71銭	2,208円82銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (2017年 8月期)	第 68 期 (2018年 8月期)	第 69 期 (2019年 8月期)	第70期(当期) (2020年 8月期)
売 上 高(百万円)	45,929	49,655	54,252	57,266
経 常 利 益(百万円)	3,309	3,956	4,149	3,791
当 期 純 利 益(百万円)	2,311	2,840	2,872	2,675
1 株当たり当期純利益	179円16銭	220円03銭	218円79銭	200円64銭
総 資 産(百万円)	32,351	37,693	46,048	41,753
純 資 産(百万円)	19,322	21,464	24,154	25,864
1 株当たり純資産額	1,497円81銭	1,662円42銭	1,812円98銭	1,939円30銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年8月31日現在)

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SHINWA U.S.A.CORPORATION	10万米ドル	100.0%	北米地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売、米国製接合材料等の調達
SHINWA INTEC Co.,Ltd.	19百万 タイバーツ	99.9%	東南アジア地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA	85万米ドル	100.0% (17.6%)	インドネシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD.	100万 リンギット	100.0%	マレーシア国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台進和接合技術有限公司	575万米ドル	87.0%	中国国内におけるろう付加工製品等の生産および販売
那欧雅進和（上海）貿易有限公司	80万米ドル	100.0%	中国国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司	580万米ドル	100.0%	中国国内における溶接加工製品等の生産および販売
進和（天津）自動化控制設備有限公司	70万米ドル	100.0%	中国国内における情報通信システム製品他設計
SHINWATEC LIMITED	5万英ポンド	100.0%	欧州地区における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
SHINWAREPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA.	60万リアル	99.9%	ブラジル国内における金属接合機器・材料、産業機械、F Aシステム等の販売
株式会社ダイシン	26百万円	100.0%	自動車部品の樹脂製品の製造と販売
株式会社進栄	28百万円	100.0%	運送業および倉庫管理業
株式会社アイシン	10百万円	100.0%	当社所有の不動産管理および損害保険代理業

(注) 当社の議決権比率の()は、間接所有を示す内数であります。

(7) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

分 類	主 要 品 目
金 属 接 合	溶接棒などの溶接材料、溶接機、銀ろう・ハンダなどのろう付材料、ろう付装置、肉盛溶接・溶射加工、ろう付加工
産 業 機 械	各種省力化機械装置、プレス、工作機械、金型・機械部品用金属材料
F A シ ス テ ム	生産管理・指示システム等の情報通信システム、産業用ロボットシステム
メ ン テ ナ ン ス そ の 他	プレスをはじめとする各種機械装置の修理工事、機械部品の補修、スポット販売商品（多種にわたるため省略）、自動車部品の樹脂製品
不 動 産 管 理 業、 損 害 保 険 代 理 業	当社所有の不動産管理および損害保険代理業
運 送 業 お よ び 倉 庫 管 理 業	当社本社倉庫の管理業務および名古屋地区における納品業務

(8) 主要な営業所および工場 (2020年8月31日現在)

当 社	本 社	名古屋市守山区苗代二丁目9番3号	
	支店等	北海道営業所 (北海道苫小牧市) 東北営業所 (仙台市泉区) 大宮営業部 (埼玉県さいたま市) 東日本支店 (東京都品川区) 静岡営業所 (静岡市葵区) 浜松営業所 (浜松市中区)	中部本店 (名古屋市守山区) 海外営業部 (名古屋市守山区) 西日本支店 (大阪市淀川区) 広島営業所 (広島市南区) 九州営業部 (北九州市小倉北区)
	工 場	メンテックセンター 名古屋工場 (愛知県豊田市) 九州工場 (北九州市小倉北区)	ジョイテックセンター (名古屋市守山区) FAシステムセンター (名古屋市守山区) メカトロシステムセンター (名古屋市守山区)
国内子会社		株式会社 ダイシン (名古屋市中村区) 株式会社 アイシン (名古屋市守山区)	株式会社進栄 (愛知県東郷町)
在外子会社		SHINWA U.S.A.CORPORATION (米国) SHINWATEC LIMITED (英国) SHINWA INTEC Co.,Ltd. (タイ) 那欧雅進和 (上海) 貿易有限公司 (中国) 煙台進和接合技術有限公司 (中国) 煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司 (中国) 進和 (天津) 自動化控制設備有限公司 (中国) SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED (インド) SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. (ブラジル) PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA (インドネシア) SHINWA INTEC MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア) SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. (メキシコ)	

(9) 従業員の状況（2020年8月31日現在）

① 企業集団の従業員数の状況

事業の部門別の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
生産部門	325名	17名増
販売部門	373名	10名増
管理部門	109名	9名増
合計	807名	36名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員183名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
507名	20名増	36.9歳	10.2年

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役および臨時従業員（嘱託、パートおよび派遣の期中平均雇用人員73名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2020年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社十六銀行	154百万円

(注) 企業集団の主要な借入先として、借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,415,319株（自己株式1,078,289株を含む）
- (3) 株 主 数 12,497名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
進 和 取 引 先 持 株 会	510千株	3.8%
下 川 浩 平	430千株	3.2%
根 本 哲 夫	425千株	3.2%
加 藤 嘉 一	424千株	3.2%
進 和 従 業 員 持 株 会	403千株	3.0%
東 朋 テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	400千株	3.0%
根 本 完 治	379千株	2.8%
加 藤 皓 己	334千株	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	321千株	2.4%
岸 直 人	268千株	2.0%

(注) 当社は、自己株式1,078,289株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	根本 哲夫	全社統括	
専務取締役	瀧谷 善郎	海外事業本部長	SHINWA U.S.A. CORPORATION 代表取締役会長 SHINWA INTEC Co., Ltd. 代表取締役社長 SHINWA (INDIA) ENGINEERING & TRADING PRIVATE LIMITED 代表取締役社長 SHINWA REPRESENTAÇÃO COMERCIAL DO BRASIL LTDA. 取締役会長 PT.SANTAKU SHINWA INDONESIA 代表取締役 SHINWA INTEC MALAYSIA SDN.BHD. 代表取締役社長 SHINWA ENGINEERING S.A.de C.V. 代表取締役社長 SHINWATEC LIMITED 代表取締役会長
専務取締役	吉田 礎久	管理本部長 兼情報システム部長	株式会社アイシン 代表取締役社長
常務取締役	石川 修示	営業本部長 兼中部本店長	那欧雅進和（上海）貿易有限公司 執行董事
取締役	入山 敏久	製造本部長 兼技術部長	煙台三拓進和攪拌設備維修有限公司 執行董事 進和（天津）自動化控制設備有限公司 執行董事 煙台進和接合技術有限公司 董事長
取締役	濱田 弘樹	名古屋営業第三部長 兼戦略営業推進室統括	
取締役	加藤 清	総務部長	
取締役 (監査等委員)	後藤 博介		
取締役 (監査等委員)	内藤 正明		弁護士 東濃信用金庫 監事
取締役 (監査等委員)	田島 和憲		公認会計士 ダイコク電機株式会社 監査役 日本デコラックス株式会社 取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役（監査等委員）内藤正明、田島和憲の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2. 当社は、監査等委員の監査、監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、後藤博介氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員）後藤博介氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）田島和憲氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2019年11月21日開催の第69回定時株主総会において、新たに濱田弘樹、加藤清の両氏が取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）である後藤博介、内藤正明、田島和憲の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額(千円)
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	7名 （1名）	191,182 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	25,020 （9,420）
合 計	10名	216,202

- (注) 1. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額には、第70回定時株主総会において決議予定の役員賞与35,000千円（うち社外1千円）が含まれております。
2. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額21,032千円が含まれております。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬（賞与含む）として、30,443千円を支給しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会にて年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年11月17日開催の第66回定時株主総会にて年額35,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	内藤 正明	弁護士 東濃信用金庫 監事	当社との間には特別の関係はありません。
	田島 和憲	公認会計士 ダイコク電機株式会社 監査役 日本デコラックス株式会社 取締役 (監査等委員)	当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	内藤 正明	当事業年度開催の取締役会15回中、15回出席しております。また、監査等委員会8回の全てに出席しております。取締役会および監査等委員会においては、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	田島 和憲	当事業年度開催の取締役会15回中、15回出席しております。また、監査等委員会8回の全てに出席しております。取締役会および監査等委員会においては、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	48,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	61,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の他の監査人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、次のとおり整備することを取締役会において決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は別に定める「経営理念」に則り、公平かつ公正な企業活動により、社会的使命を果たすため、会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保する体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を定め、取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底いたします。
- ② 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員会が定めた監査方針のもと、監査等委員の取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行の監査および監督を行うことといたします。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告することといたします。
- ④ 法令違反その他法令上疑義のある行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、内部監査室長または社外取締役に通報しなければならないと定め、通報者に対しては、不利益がないことを確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存および管理することといたします。
- ② 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。
- ③ 情報セキュリティポリシーを制定し、保有する全ての情報を企業活動における重要な資産と位置づけ、適切に保護管理いたします。
- ④ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、速やかに開示することといたします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に係る規程を定め、各部門および各子会社の業務に付随するリスクについては、当該部門および当該子会社にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は、管理本部が行うものいたします。
- ② 内部監査室は管理本部と連携し、各部門および各子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査等委員会に報告するものいたします。
- ③ 重要な損失の危険が顕在化した場合には、取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に抑える体制を整えることいたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催することいたします。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期ごとに定める各取締役の業務分掌において、それぞれの責任者および執行手続きについて定めるものいたします。
- ③ 取締役会は、中期経営計画および年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施いたします。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、当社グループ全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にいたします。
- ② 内部監査室は、当社グループ各社への内部監査を実施いたします。
- ③ 当社は当社グループ会社への指導・支援を行うほか、必要に応じ取締役または監査等委員を派遣し、業務執行に対する監査・監督を行うこといたします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものいたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものいたします。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その補助業務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令を受けないものといたします。
- ② 当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得ることといたします。

(8) 当社グループの取締役、監査役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することといたします。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査役および使用人は、監査等委員会に対して、法的事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものといたします。
- ③ 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して報告を求めることができるものといたします。
- ④ 監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものといたします。
- ⑤ 監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員会の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整えることといたします。
- ② 監査等委員会と取締役社長との定期的な意見交換会を開催いたします。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 社会的正義を実践するため、当社はコンプライアンス規程において「反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わってはならない。また、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与してはならない」旨を定め、取締役および使用人に周知徹底いたします。
- ② 反社会的勢力に対する統括部門は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、速やかに警察など外部専門機関と連携を取り対応いたします。

内部統制システムの運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては内部統制監査および業務監査を年1回ずつ実施し、取締役会にその内容を報告いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、平均値および比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,954,870	流 動 負 債	19,137,599
現金及び預金	16,671,443	支払手形及び買掛金	10,054,267
受取手形及び売掛金	10,872,707	電子記録債権	2,317,033
電子記録債権	3,041,818	1年内返済予定の長期借入金	129,734
たな卸資産	7,779,859	リース債務	29,188
その他	2,589,041	未払法人税等	661,639
固 定 資 産	8,732,677	前払受当金	5,018,480
有 形 固 定 資 産	6,517,460	賞与引当金	248,604
建物及び構築物	2,140,269	役員賞与引当金	36,570
機械装置及び運搬具	998,110	その他	642,080
工具器具備品	567,708	固 定 負 債	1,007,793
土地	2,632,364	長期借入金	33,400
建設仮勘定	179,006	リース債務	405,643
無 形 固 定 資 産	195,612	繰延税金負債	139,712
ソフトウェア	119,625	再評価に係る繰延税金負債	196,166
のれん	66,950	退職給付に係る負債	25,733
電話加入権	9,037	その他	207,137
投 資 そ の 他 の 資 産	2,019,604	負 債 合 計	20,145,393
投資有価証券	1,649,501	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	36,176	株 主 資 本	29,914,443
その他	335,701	資本金	951,106
貸倒引当金	△1,775	資本剰余金	1,659,724
		利益剰余金	28,114,328
		自己株式	△810,714
		その他の包括利益累計額	△455,307
		その他有価証券評価差額金	201,669
		繰延ヘッジ損益	9,511
		土地再評価差額金	△641,184
		為替換算調整勘定	△25,304
		非支配株主持分	83,019
		純 資 産 合 計	29,542,155
資 産 合 計	49,687,548	負 債 及 び 純 資 産 合 計	49,687,548

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		68,113,522
売上原価		57,121,538
売上総利益		10,991,984
販売費及び一般管理費		6,160,359
営業利益		4,831,624
営業外収益		
受取利息及び配当金	41,926	
その他の	107,091	149,017
営業外費用		
支払利息	6,558	
為替差損	175,937	
その他の	4,147	186,643
経常利益		4,793,998
特別利益		
固定資産売却益	2,380	
投資有価証券売却益	33,742	
その他の	935	37,058
特別損失		
固定資産除却損	11,199	
固定資産売却損	5,765	
その他の	16	16,981
税金等調整前当期純利益		4,814,075
法人税、住民税及び事業税	1,414,636	
法人税等調整額	88,954	1,503,591
当期純利益		3,310,483
非支配株主に帰属する当期純利益		3,992
親会社株主に帰属する当期純利益		3,306,491

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年9月1日残高	951,106	1,636,414	25,699,707	△821,001	27,466,227
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△999,757		△999,757
親会社株主に帰属する当期純利益			3,306,491		3,306,491
自己株式の取得				△348	△348
自己株式の処分		23,307		10,634	33,942
連結範囲の変動			107,886		107,886
連結子会社の増資による持分の増減		1			1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	23,309	2,414,620	10,286	2,448,215
2020年8月31日残高	951,106	1,659,724	28,114,328	△810,714	29,914,443

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2019年9月1日残高	238,619	100	△641,184	98,028	△304,435	81,478	27,243,271
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△999,757
親会社株主に帰属する当期純利益							3,306,491
自己株式の取得							△348
自己株式の処分							33,942
連結範囲の変動							107,886
連結子会社の増資による持分の増減						△1	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△36,950	9,410	—	△123,332	△150,872	1,542	△149,329
連結会計年度中の変動額合計	△36,950	9,410	—	△123,332	△150,872	1,540	2,298,884
2020年8月31日残高	201,669	9,511	△641,184	△25,304	△455,307	83,019	29,542,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,002,734	流 動 負 債	15,160,951
現金及び預金	12,763,486	支払手形	711,898
受取掛金	346,169	支子記録債	2,263,661
電取子記録債	2,972,115	買掛金	8,528,191
売掛金	10,047,489	未払掛金	197,887
商製仕材	2,864,286	未払法人税等	164,407
原貯前	361,740	前受り金	547,708
貯蔵品	1,299,522	賞与引当金	2,411,881
前払費用	433,409	役員賞与引当金	42,418
その他固定資産	32,327	その他負債	228,300
	774,552		35,000
	60,562		29,598
	47,072		728,236
固 定 資 産	9,750,895	再評価に係る繰延税金負債	196,166
有 形 固 定 資 産	4,432,253	その他	532,069
建物	1,662,402	負 債 合 計	15,889,187
構築物	25,308	純 資 産 の 部	
機械及び装置	558,338	株 主 資 本	26,267,291
工具、器具及び備品	378,832	資 本 金	951,106
土地	1,628,365	資 本 剰 余 金	1,661,017
建設仮勘定	179,006	資 本 準 備 金	995,924
無 形 固 定 資 産	119,567	そ の 他 資 本 剰 余 金	665,092
ソフトウェア	110,530	利 益 剰 余 金	24,465,882
電話加入権	9,037	利 益 準 備 金	237,776
投 資 そ の 他 の 資 産	5,199,074	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,228,106
投資有価証券	1,409,604	固 定 資 産 圧 縮 積 立	107,340
関係会社株	2,411,510	別 途 積 立	14,830,000
関係会社出資	1,096,764	繰 越 利 益 剰 余 金	9,290,765
関係会社貸付	37,000	自 己 株 式	△810,714
長期前払費用	32,461	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△402,849
差入保証金	76,519	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	229,044
繰延税金資産	122,950	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9,291
その他	50,162	土 地 再 評 価 差 額 金	△641,184
貸倒引当金	△37,900	純 資 産 合 計	25,864,442
資 産 合 計	41,753,630	負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,753,630

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		57,266,779
売上原価		49,170,780
売上総利益		8,095,998
販売費及び一般管理費		4,637,739
営業利益		3,458,258
営業外収益		
受取利息及び配当金	308,948	
その他の	51,685	360,634
営業外費用		
支払利息	1,894	
為替差損	22,121	
その他の	3,233	27,249
経常利益		3,791,643
特別利益		
投資有価証券売却益	33,742	33,742
特別損失		
固定資産除却損	10,486	
固定資産売却損	5,743	16,230
税引前当期純利益		3,809,155
法人税、住民税及び事業税	1,147,849	
法人税等調整額	△13,802	1,134,047
当期純利益		2,675,108

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2019年9月1日残高	951,106	995,924	641,785	1,637,709	237,776
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立金の積立					
別途積立金の積立					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			23,307	23,307	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	23,307	23,307	—
2020年8月31日残高	951,106	995,924	665,092	1,661,017	237,776

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					自己株式
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計	
	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2019年9月1日残高	111,177	3,885	14,330,000	8,107,691	22,790,531	△821,001
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△999,757	△999,757	
固定資産圧縮積立金の取崩	△3,837			3,837	—	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		△3,885		3,885	—	
別途積立金の積立			500,000	△500,000	—	
当期純利益				2,675,108	2,675,108	
自己株式の取得						△348
自己株式の処分						10,634
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	△3,837	△3,885	500,000	1,183,073	1,675,351	10,286
2020年8月31日残高	107,340	—	14,830,000	9,290,765	24,465,882	△810,714

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2019年9月1日残高	24,558,346	237,646	△437	△641,184	△403,975	24,154,370
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	△999,757					△999,757
固定資産圧縮積立金の取崩	—					—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—					—
別途積立金の積立	—					—
当 期 純 利 益	2,675,108					2,675,108
自己株式の取得	△348					△348
自己株式の処分	33,942					33,942
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		△8,601	9,728	—	1,126	1,126
事業年度中の変動額合計	1,708,945	△8,601	9,728	—	1,126	1,710,071
2020年8月31日残高	26,267,291	229,044	9,291	△641,184	△402,849	25,864,442

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

株式会社 進 和
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 直 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 巨樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社進和の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社進和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

株式会社 進 和
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ 名古屋事務所
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢野 直 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤 巨樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社進和の2019年9月1日から2020年8月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月16日

株式会社 進 和 監査等委員会

常勤監査等委員 後 藤 博 介 ㊟

監査等委員 内 藤 正 明 ㊟

監査等委員 田 島 和 憲 ㊟

(注) 監査等委員内藤正明及び田島和憲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

◆会場 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号
当社 本社8階会議室
電話 (052) 796-2533

◆交通機関 名鉄瀬戸線「小幡駅」下車徒歩約15分
基幹バス引山方面行「猪子石西原」下車徒歩約10分
地下鉄東山線池下駅より市バス大森車庫行
「小幡苗代」下車徒歩約5分

